

一般社団法人 広島県臨床検査技師会  
定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県臨床検査技師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、臨床検査技師及び衛生検査技師の技術の向上と研鑽を図り、  
もって、県民の衛生思想の普及及び健康保持増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨床検査及び衛生検査に関する学会、講習会等の開催
- (2) 地方公共団体が行う地域保健事業への協力
- (3) 検査精度管理に関する調査、研究及び指導
- (4) 会誌、刊行物の発刊
- (5) 医療関係学術団体との交流
- (6) 臨床検査技師の職業紹介に関する事業
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 県会員 退職後引き続きこの法人のみに所属する個人又は法人
- (3) 学生会員 将来臨床検査技師を目指す学生である個人
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人
- (5) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人

に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員(正会員)は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは書面でその旨を会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 常務理事 6名以内

(4) 理事 18名以上23名以内(会長、副会長及び常務理事を含む)

(5) 監事 2名以内

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 理事及び監事は理事会の決議により別に定める役員候補者選出規程により、総会の決

議によって選任する。

- 4 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 理事及びその親族等である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第13条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分掌し、処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより並びに総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) その職務を行うため必要があるときは、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、当該行為をやめることを請求すること

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任 期)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合において、当該総会でその役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認めたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(顧問及び参与)

第17条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の議決を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長に助言する。

4 参与は、会長の要請に応じて、意見を述べることができる。

5 顧問及び参与は、任期を委嘱後2年とし、再任されることができる。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常務の理事及び監事に対してはその職務の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第19条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき

(3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事項を理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規程によるものとする。

## 第4章 総 会

### (構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (機能)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任及び解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
  - (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (7) 入会の基準及び会費等の額
  - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
  - (9) 解散及び残余財産の処分
  - (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては第23条第2項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

### (開催)

第22条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会10日前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、開会2週間前までにその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、総正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略できる。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使できることとするときは、この限りでない。
- 4 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の

目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、会長は請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発ししなければならない。

5 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議 決)

第27条 総会の議事は、法令及びこの定款に別に定めるもののほかは、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権行使)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された総会の目的である事項について必要な事項を記載した書面又は電磁的記録を提出する方法により議決権を行使することができる。

(代理人による議決権行使)

第29条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人とし、当該代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の場合における第25条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 前2項の正会員又は代理人は、代理権を証する書面の提出に代えて、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的記録により提供することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(決議の省略)

第30条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事が総正会員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規程)

第33条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める総会運営規程による。

## 第5章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程及び細則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(開催)

第36条 理事会は、毎事業年度4回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会長に対し理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が理事会を招集したとき
- (4) 第14条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるとき並びに理事全員改選直後の理事会は、各理事が招集する。
- 3 前条第3号による場合は理事が、第4号による場合は監事が理事会を招集する。
- 4 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略できる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決)

第39条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わる権利を有しない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第13条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規定)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の議決により別に定める理事会運営規程による。

## 第6章 委員会

(委員会の設置)

第44条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、任意の機関として、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第7章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定める組織運営規程及び事務局運営規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 主たる事務所には、常に次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 許可、認可の書類

(4) 登記に関する書類

(5) 理事及び監事の名簿、就任承諾書並びに履歴書

(6) 定款に定める議決機関の議事録

(7) 財産目録

(8) 役員の報酬等及び費用に関する規程

(9) 事業計画書及び収支予算書

(10) 事業報告書及び計算書類等

(11) 監査報告書

(12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前号各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第61条に定

める情報公開規程によるものとする。

## 第8章 財産及び会計

### (財産の構成)

第47条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

### (財産の管理)

第48条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

### (経費の支弁)

第49条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経た上で、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (暫定予算)

第51条 前条第1項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び収支決算)

第52条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類につい

ては、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の承認を受けなければならない。

- 3 この法人は、前項の総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第53条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも同様とする。

(事業年度)

第54条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第55条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理部運営規程及び会計事務取扱細則によるものとする。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

(合併等)

第57条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第58条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条の規定により解散する。ただし、同条第1項第3号に規定する総会の議決による解散の場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経なければならない。

(剰余金の分配)

第59条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団

体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

## 第12章 雑 則

(委 任)

第63条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(定款に定めのない事項)

第64条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

## 附 則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、板羽秀之 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の事業年度の開始日とする。

2018年8月1日